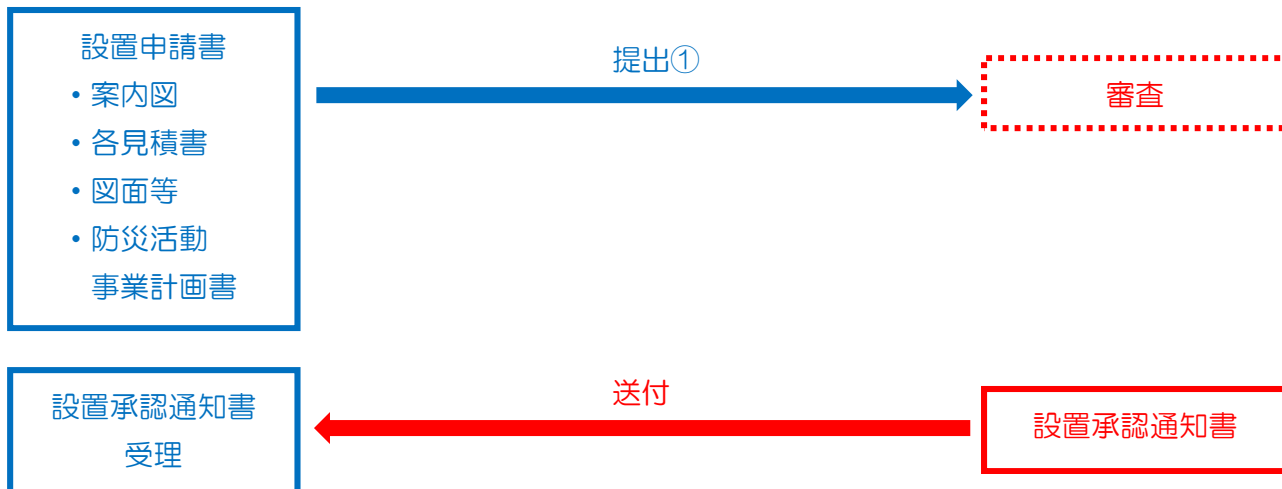


手続きのながれ（下部構造物の助成「有」の場合）（1/2）



※下部構造物の工事を行う際、本市への確認が必要な場合があります。詳しくは管路保全課までご連絡ください。

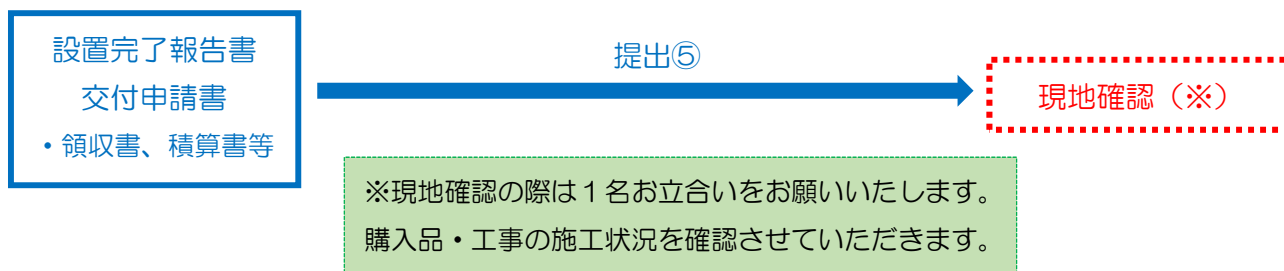


※下部構造物の助成を受ける場合はご提出ください。



※排水設備計画確認申請（提出②）が必要な場合はご提出ください。

手続きのながれ（下部構造物の助成「有」の場合）（2/2）



下部構造物の助成がある場合は手続きが煩雑になります。ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

**ご不明な点がございましたら、管路保全課
(671-2829)までご連絡ください。**

